

第6号

すだち

発行：高次脳機能障害徳島家族会
 住所：徳島市新浜町3丁目1-16
 電話：088-662-4776

第7回定例会議

「脳の機能は回復・前進する」

11月8日、「徳島高次脳機能障がいリハビリテーション講習会」が徳島大学医学部臨床第二講義室で開かれました。

冒頭に(社)日本損害保険協会、竹井直樹業務企画部長からの挨拶を受け、続いて「徳島高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員長」徳島大学医学部永廣信治教授司会で始まりました。(永廣実行委員長の集会挨拶は二頁に掲載。)

講演は、「高次脳機能障害支援の重点事項」と題して、国立リハビリテーションセンター学院長中島八十一氏から、また「高次脳機能障害の理解を深めるために」と題して、熊本大学大学院医学薬学研究部脳機能病態学教授池田学氏による講演が行われました。

中島先生からは、支援の重点事項として地域生活支援推進に係わる今後の展開について、パワーポイントを利用した講演がありました。

つづいて、池田学先生からは、障がいをより理解を求めるとして、失語症、失行症等高次脳機能障がいにおける行動面の特徴について講演されました。



また今後の支援課題として、支援センターの役割が強調されました。受症、発症から地域生活に戻るまで、それぞれの時期における状態と、障害者の要望等を踏まえた対応について一連の流れとして体系化すること、また原因疾患の受症、発症時の対応、回復期の対応、就労、修学、権利擁護、障がい年金などの経済支援、裁判などへの対応として、国民の啓発、行政、医療、福祉等の関係者への教育について話されました。

お知らせ

第3回高次脳機能障がい徳島家族会「すだち」年次総会を、下記要項にて開催いたします。

開催期日 2010年1月24日(日) 10時30分～11時30分
 開催場所 徳島大学医学部 臨床第二講堂 (徳島大学病院2階)
 内容 経過報告 と 活動方針確認

※ 13:00～16:00 シンポジウム・講演会 参加をお願いします。
 16:10～17:30 懇親・情報交換会 (参加費：1000円)

高次脳機能障害支援ネットワークの活動の充実を

徳島県の高次脳機能障害支援ネットワークは、中核施設である徳島大学及び関連協力支援施設と行政、家族会が協力し、少しずつ構築されつつあります。徳島大学病院にも「高次脳機能障害支援センター」が発足し、いよいよ相談事業や支援活動など活発に行っていく予定です。しかしながら、まだ改善、解決しなければならない課題や問題点はたくさんあります。

今回の「徳島高次脳機能障害リハビリテーション講習会」は、高次脳機能障害徳島家族会「すだち」の主催で、社団法人日本損害保険協会のリハビリテーション講習会助成事業の一環として開催されることになり、中島八十一先生と池田学先生を講師にお迎えし講演をいただくことになりました。両先生をご紹介いたします。このような講習会を通じて、皆様の高次脳機能障害についての理解が深まり、徳島県の高次脳機能障害支援ネットワークがますます円滑に活動することを願っています。

徳島高次脳機能障害リハ講習会実行委員長 徳島大学脳神経外科 永廣信治

高次脳機能がいの理解と家族会活動へのご協力を

家族会会長 岩垣 啓路

平素は、高次脳機能障害徳島家族会「すだち」の活動について様々のご協力とご支援を賜り、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。今回初めて、徳島家族会「すだち」が関わらせていただき、(社)日本損害保険協会様の資金助成を得て、徳島高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会を構成することになりました。

リハビリテーション講習会実行委員会長には、徳島大学医学部の永廣教授のご就任をいただき、約半年にわたる準備を経て、無事に開催することができました。

当日は、障害当事者、家族、行政、医療、福祉関係者等170余名の参加を得て、盛会裡に講習会を終了いたしました。

講習会実行委員長の永廣教授並びに委員の皆さんにはいろいろとご配慮をいただきましたこと、紙上をお借りして、深く感謝申し上げます。

徳島家族会「すだち」も設立以来1年9月余りとなり、会員も賛助会員もあわせ40名となりました。

この間、県下の行政、医療、福祉その他の機関へ様々な形で働きかけ、この障害へのご理解、ご認識を深めていただき、当家族会への一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いもうしあげます。

最後に、講習会開催にご助成いただいた(社)日本損害保険協会様、並びにご後援いただきました徳島県社会福祉士会様、徳島県ソーシャルワーカー協会様、徳島県精神保健福祉士会様、徳島県社会福祉協議会様に感謝の意を表します。

みかん狩りで楽しい一日

・・・みかんの里勝浦

11月28日、高次脳機能障がい徳島家族会(すだち)は、みかんの里勝浦に「交流みかん狩り」として当事者・家族等19名が参加し秋の一日をすごしました。当日それぞれが、自家用車で一路勝浦に、10時30分過ぎに現地に集合、係から入園についての説明を受け早速みかん狩りに、たわわに実ってみかんをもぎ取り味わう。その後参加者は、雨のパラつきを気遣い近くの「人形文化館」に移動し、2万体的もの「ひな人形」やゴジラの実物を鑑賞しながら交流を深めました。

第9回脳外傷全国大会に参加

10月3～4日の二日間にわたって安芸グランドホテル(広島市宮島)で開催された第9回脳外傷友の会全国会議が、全国の仲間450名が出席して開かれました。

大会前夜の交流集会には350名が集まり、お茶での乾杯に始まり食事をしながら参加者の交流が持たれ、翌日は当日参加者も含めて450名が出席して全体集会が開かれました。全体集会では、基調報告として、厚生労働省高城亮氏はじめ3氏の講演がありました。そのあと障害当事者とその母の2組の体験発表があり大変感銘を受けました。徳島家族会からは5名が参加しました。



【すだち】会のみかん狩り。勝浦町 2009/11/28
第7回家族会定例会議

11月8日高次脳機能障害リハビリ講習会が開催された当日、同会場で第7回家族会定例会議を開催し、活動の点検と当面の活動について確認しました。報告では、リハビリ講習会の成功に向けた宣伝活動の取り組み、7月に開催された「日本脳外傷友の会の活動」として開催された東川脳外傷友の会全国会長の講演、また10月に広島で開催された脳外傷全国大会等が活動経過として報告去りました。つづいて今後の活動としては、①会員の要望の集約と行政との懇談を行って行くこと。②第3回総会の開催日程③班会議の開催、また④会員間の交流として、「みかん狩り」を実施することが協議されました。

講習会、定例会議後家族会への加入申し込み希望が3件寄せられています。

第3回南部サービス調整会議で訴え

11月24日午後1時30分より阿南市役所で開かれた「高次脳機能障害について」と題した会議に、三木副会長が出席し徳島家族会の活動状況を話、障害への理解と会の活動に対する協力を訴えました。会議には、医療、福祉、行政担当者ら24名が参加していました。

資料 障がい者自立支援法

第五章 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ）を除く。）を行う事業をいう。

2、この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排泄または食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3、この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排泄または食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4、この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5、この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

6、この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供の他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

7、この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通早稲、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8、この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9、この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。（以下次号に）